

「難病医療ってなに？」 - 難病医療費助成制度のご案内 -

< 難病医療費助成制度 >

原因が不明で、治療法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病を「指定難病」といいます。指定難病は治療が極めて困難であり、その治療費も高額となるため、一定の基準を満たしている方に対して指定難病の治療に係わる医療費の一部を助成しています。

助成を受けるには支給認定の申請を行い、静岡県から認定を受ける必要があります。

< 対象者 >

- ・主治医が申請対象と判断した方
- ・静岡県で認定を受ける場合、静岡県内に住んでいる方（静岡県内に住民票があること）
- ・健康保険の被保険者または扶養者
- ・生活保護受給者

< 申請窓口 >

提出先	受付時間	住所・電話番号
西部保健所 地域医療課	午前9時から11時30分	〒438-8622 磐田市見付3599-4（県中遠総合庁舎西館2館） ☎0538-37-2550
西部保健所 掛川支所	午後1時から4時30分	〒436-0073 掛川市金城93 ☎0537-22-3263

< 申請時必要書類 >

書類名	注意事項
①支給認定申請書	裏面もありますので、書き忘れにご注意ください。 平成29年7月から申請者、同じ保険証をお持ちのご家族のマイナンバーを記入する欄が追加されています。
②臨床調査個人票	指定医が記載したものに限りです。
③本人の医療保険情報が分かる書類	資格証明書・保険証（有効期限内のもの）・マイナポータルの「資格情報画面」など。
④同意書	保険者に対し、医療保険の所得区分を照会するために必要な書類です。
⑤マイナンバー確認書類 （本人及び同じ健康保険に加入している方）	マイナンバーカードの提示により住民票、保険証、課税証明書の提出を省略することができるようになりましたが、必要に応じ追加書類の提出をお願いする場合があります。
⑥その他必要な書類	申請窓口職員の指示に従い提出してください。

令和7年1月 地域医療支援センター作成



CHUTOEN GENERAL MEDICAL CENTER

掛川市・袋井市病院企業団立
中東遠総合医療センター